

令和4年瑞穂町教育委員会第1回定例会 会議録

令和4年1月27日瑞穂町教育委員会第1回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 村上 豊子 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 大澤 達哉 君
・教育指導課長 小熊 克也 君・社会教育課長 佐久間 裕之 君・図書館長 町田 陽生 君
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第1号 瑞穂町スクールソーシャルワーカー要綱

日程第4 協議事項1 瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び令和4年度主要施策（案）について

開会 午前9時

鳥海教育長 ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年瑞穂町教育委員会第1回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において1番、滝澤委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりです。今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

(「質問なし」の声)

鳥海教育長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第1号、瑞穂町スクールソーシャルワーカー要綱についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 教育委員会では、東京都スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領及び第2次瑞穂町教育基本計画に基づき、令和4年度から町立小・中学校において、児童・生徒の福祉に関する支援を目的として、学校教育法施行規則第65条の4及び79条に規定するスクールソーシャルワーカーを設置するものです。

詳細は教育指導課長が申し上げます。

教育指導課長 議案1号については、瑞穂町立学校における、児童・生徒並びにその保護者が抱える不登校等の生活指導上の諸課題に対応することを目的とし、瑞穂町スクールソーシャルワーカーを設置するため、要綱を制定するものです。

1ページおめくりください。それでは、内容について説明いたします。なお、説明中、瑞穂町スクールソ

ーシャルワーカーを「SSW」と表現します。第1条は、SSWの設置の趣旨について定めます。第2条は、SSWの定義を、第3条は、SSWの身分について定めます。第4条は、SSWのサービスを第5条では、SSWの資格について定め、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること等を定めます。

おめくりください。第6条は、SSWの配置を、第7条では、SSWの任用について、町会計年度任用職員として任用することを定めます。第8条は、任用期間について、第9条は、SSWの職務について、第10条は、報告について定めます。第11条は、勤務日及び勤務時間について定め、勤務日数は週4日を上限とし1日当たりの勤務時間は7時間45分とします。

おめくりいただき、第12条は、SSWの職の解除について、第13条では、SSWの報酬について定めます。第14条は、SSWの公務災害等の補償について、第15条では、庶務について、第16条では委任について定めます。附則として、施行期日について定めます。

不登校等の対応・支援は、学校の教員だけでは限界があるとして、教育委員会も重点的に取り組んできました。具体的に申し上げますと、適応指導教室での個別指導、適応指導教室指導員の学校派遣別室指導、適応指導教室指導員によるオンライン自宅学習支援、教育相談室専任相談員の学校派遣及びSSW的な機能を付加した家庭訪問、家庭と子供の支援員の学校派遣を行い、登校渋りを示している児童・生徒、長期欠席になってしまった児童・生徒への支援・関わりを行ってきました。

しかしながら、11月ふれあい月間の取組によると、暫定値となりますが、小学校で不登校出現率が1.66%、中学校で7.38%と、令和2年度の国や都の平均値を大きく上回り、危機的な状況に陥っています。背景には医療的、福祉的ケアを必要とする長期欠席児童・生徒が多数見られ、教育的なアプローチのみでは限界があると判断しました。

SSWは第5条にある通り、主に社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが条件となってきます。これらの資格を有するSSWは、福祉と教育に深い理解と知識があり、福祉と教育の円滑な橋渡しが期待されます。

このことによって、該当の児童・生徒のみならず、その保護者に対しても支援が可能で、福祉、教育関係

者からなるネットワークの構築・連携・調整ができるようになり、長期欠席児童・生徒への支援体制が強化されます。以上、説明とさせていただきます。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員 第9条4の支援について、問題が起きてからのみの対応なのか、その前に相談などの支援も含むものなのか、教えていただきたい。

教育指導課長 S S Wの職務や瑞穂町の現状を鑑みますと、現時点で不登校であるとか登校しぶりである児童生徒への対策を重点的に行う必要性がありますが、予防的観点から、これから先不登校などに陥る危険性を予見できるのであれば、対応することは可能であると考えています。それから、社会福祉士という資格を持っている方が中心となりますので、学習支援は想定していません。そこについては、今まで同様に、いぶきの先生方の支援が中心となっていくものになります。

村上委員 今いる先生方について、もしかしたら社会福祉の知識に関しては専門的ではないと思いますが、不登校になりそうな児童生徒を把握しておくことで、S S Wとの連携が図られ効果的支援につながるものと思いますので、教育委員会としても支援をしていただければと思います。

教育指導課長 学習サポーターと同様に、学校へ派遣し学校長の命を受けて、対応することになります。要綱に定めましたとおり、教育指導課長も学校長に命ずることが可能になっています。予防的な支援や予見を含めた対応をしていきたいと考えています。

滝澤委員 何点か確認したいことがあります。S S Wは今回新設されるものなのでしょうか。籍は教育委員会に属するのでしょうか。また、何人くらいを想定しているのでしょうか。

教育指導課長 教育相談室の職員ではありませんが、教育委員会で採用し学校に派遣することになります。主な執務場所は学校になります。そこから家庭訪問などを行うような体制をとります。また、採用人数については2名で、中学校2校の不登校事案が多くみられますので、そちらに配置を予定しています。なお、S S Wの採用については、過去に例があります。当時の位置付けが社会福祉士ではなかったこともあり、十分な効果が挙げられなかった経緯もあります。先ほど説明しましたとおり、今回は、社会福祉士の資格を有する方を想定して

いますので、十分な効果が発揮できるものと考えています。

鳥海教育長

補足しますと、東京都では既に制度化されています。都内では活用実績がありますが、西多摩地域では社会福祉士の資格を有する方の配置について、毎年東京都へ要望を出してきた状況です。人選に関してとても厳しいですが、やらざるを得ない不登校の出現率であるため、実施に向け動き始めるということです。その対応には、教育的な部分はもちろん福祉的な視点も持ち合わせていないと難しい現状のため、今回この制度を取り入れさせていただく運びとなりました。

鳥海教育長

ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第1号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第1号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第1号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第4、協議事項1、瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び令和4年度主要施策(案)について、教育部長より説明を求めます。

教育部長

協議事項1については、瑞穂町教育委員会の令和4年度主要施策を策定する必要があるため、協議させていただくものです。それでは説明させていただきます。

協議事項1と表示されている用紙を1枚おめくりください。これは瑞穂町教育委員会の教育目標、基本方

針及び令和4年度の主要施策をまとめた「案」の表紙です。

表紙をおめくりください。「瑞穂町教育委員会教育目標・基本方針の位置づけと構成」という表題の資料になりますが、令和4年度の教育目標、基本方針、並びに主要施策を記した資料です。3枚おめくりください。右上に「新旧対照版」と表示されていますが、令和4年度の教育目標、基本方針などに関し、令和3年度と異なる内容がわかるように作成したものです。この「新旧対照版」を使い、内容について説明させていただきます。

1ページには、「瑞穂町教育委員会教育目標・基本方針の位置づけと構成」と表記されていますが、町の将来都市像、めざす教育、基本方針を示しています。2ページをご覧ください。1として瑞穂町教育委員会の教育目標を示しています。3ページをご覧ください。2として瑞穂町教育委員会の基本方針を示しています。基本方針は、基本方針1から基本方針4までの4つに区分していますが、教育委員会ではこの方針に基づき、毎年、主要施策を決定しています。なお、教育目標、基本方針は令和3年度と内容に変更はありません。

4ページをお開きください。3、瑞穂町教育委員会の基本方針と令和4年度主要施策案です。このページから施策の具体的な内容となりますが、令和4年度の主要施策は、先程3ページでお示した4つの基本方針により区分し、表記しました。

それでは、基本方針ごとの主要施策について、説明します。施策末尾の「二重かっこ」内は、事業を所管する部署を表しています。基本方針1 人権尊重と社会貢献の精神の育成に関する施策ですが、見え消し表示の1-2-(2) 小学校からのプログラミング教育の推進を基本方針2 確かな学力の育成と個性と創造力の伸長、の主要施策2-1-(2)に統合しました。プログラミング教育は、ICT等を活用して「プログラミング的(論理的)思考」を育み、情報活用能力の向上、人生や社会づくりに活かすための力を養うことを目的としていますが、その最終的な目標は生きてはたらく基礎的な知識・技能の習得や、未知な状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成を図る教育の推進であることから、必要な分を補って基本方針2の主要施策に統合しました。以上により、基本方針1の主要施策数は9となります。

次に、基本方針2 確かな学力の育成と個性と創造力の伸長に関する施策ですが、令和3年度と同様に9つとなります。基本方針3 安全な学校と信頼される教育の確立に関する施策です。主要施策数は、14としました。6ページになります、基本方針4 生涯学習の推進と施設・環境の整備に関する施策です。主要施策数は、10としました。見え消し表示の4-2-(1) 図書館改修事業の推進は、令和3年度で事業が完了することから削除しました。以上、説明とさせていただきます。

鳥海教育長
滝澤委員

以上で説明が終わりました。これより協議いたします。ご意見またはご質問はございませんでしょうか。枠の着色をコピーしても写るようなものにしていただけたらと思います。もう1点、以前使われていたITという文言が最近ICTというものによって変わってきているように感じますが、教育委員会としては後者に統一していく考えでしょうか。

教育部長

着色については、第2次教育基本計画に沿って作成していますが、見づらい面もありますので、少し濃い目の色にするなど、工夫していきます。

教育指導課長

最近の資料等はICTという文言を使用することが多くあり、そちらで統一させていただきたいと考えています。

鳥海教育長

ITという言葉が使われていた時代から、現在は行政用語としてICTが使用されるようになっていきましたので、これからは、ICTという言葉が主になってくるとおられます。新しいものなどは定着するまでに変遷があります。一例では、昨今使われ始めましたDXという言葉がありますが、今では聞き慣れ理解できるものになってきました。

関谷委員

基本方針2 確かな学力の育成について、これは子どもたちに学力を付けることを目的に行っているもので、調査をし、数値化され、結果も出ています。一方、意識調査というものもあります。先日の議会との情報交換会でも取り沙汰された案件に関連して、学力も大切ですが、自分を大事にする心をどう育むかが教育の中で重要になってくるのかと思います。意識に関して数値でみることは無理であり、他と比較することはすべきではないと考えます。

教育指導課長

学力だけでなく、思いやる気持ちの育成などにも注力していきたいと思います。その要となるのが、ふる

鳥海教育長 さと学習「みずほ学」と考えています。そこを中心として展開できるようにしていきます。
ほかにないようですので、協議を終結いたします。それではお諮りいたします。協議事項1については原案どおり承認することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

ご異議なしと認め、協議事項1については原案どおり承認されました。

鳥海教育長 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。
これにて令和4年瑞穂町教育委員会第1回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前 9時 28分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員